

全弓連発第 24-84 号
平成 24 年 9 月 21 日

地 連 会 長 各 位

公益財団法人 全日本弓道連盟
会長 石川 武夫



中央審査における立射での受審申請について

標題のこと、中央審査における立射受審の申請にあたっては、下記の手続きにより取り計らいたいと存じます。

地連会長各位におかれて、ご周知の上よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

記

【中央審査における立射申請手続き】

立射で受審する際は、申込書の所定の欄（旧様式は弓歴欄とする）に立射で受審したい旨を朱書きし、地連会長の承認を得ることとする。

申込後～審査当日の間に、諸事情により立射の申請をする場合は、地連会長にあらかじめ連絡して承認を得るとともに、当日受付でその旨を申告することとする。

<留意事項>

- ・立射での受審に関して地連会長の承認を得ていれば、医療機関等の診断書または身障者手帳の写しなどの貼付は不要です。（平成 23 年度全国地連会長会議・通達事項）

初回の立射申請は従前通り診断書等を提出してください
次回より同じ理由により立射申請する場合は診断書等の提出が不要になります
いずれの場合でも必ず地連会長の承認を得てください

以上

本件の問合せ先

公益財団法人 全日本弓道連盟
事務局担当：三池・戸部
TEL03-3481-2387
FAX03-3481-2398
E-mail kanri3@kyudo.jp